京都市教職員の給与等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成１８年１２月２８日

京都市教育委員会

委員長　田中田鶴子

京都市教育委員会規則第５号

京都市教職員の給与等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

京都市教職員の給与等に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

第１０条を次のように改める。

（病気休暇）

第１０条　教職員の病気休暇の期間は，９０日の範囲内で必要と認められる期間とする。ただし，公務上の負傷又は疾病（派遣職員の派遣先の業務上の負傷又は疾病を含む。）の場合は，そのつど必要と認められる期間とする。

２　前項の規定にかかわらず，結核性疾患の場合は，教職員の病気休暇の期間を１年の範囲内で必要と認められる期間とする。ただし，再任用教職員については，この限りでない。

３　第１項本文に定める期間は，別に定める疾病の場合にあっては，９０日の範囲内で延長することができる。ただし，再任用教職員については，この限りでない。

４　前３項の期間の計算については，病気休暇の承認を受けた教職員が職務に復帰した後６月以内に同一の疾病により病気休暇の承認を受けようとする場合は，復帰の前に承認を受けた病気休暇の期間と復帰の後に承認を受けようとする病気休暇の期間を通算するものとする。

附　則

（施行期日）

１　この規則は，公布の日から施行し，この規則による改正後の京都市教職員の給与等

に関する条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は，平成１８年１２月１日から適用する。

（経過措置）

２　平成１８年１２月１日においてこの規則による改正前の京都市教職員の給与等に関する条例施行規則（以下「改正前の規則」という。）第１３条の規定により病気休暇の承認を受けている教職員については，なお従前の例による。

３　改正前の規則第１３条の規定により病気休暇の承認を受け，職務に復帰した後６月以内に同一の疾病により病気休暇の承認を受けようとする教職員については，なお従前の例による。

４　改正後の規則第１３条の規定により病気休暇の承認を受ける教職員（前項の教職員及び再任用教職員を除く。）に係る改正後の規則第１０条の規定の適用については，同条第１項中「９０日」とあるのは，病気休暇の承認を受ける期間の初日（職務に復帰した後６月以内に同一の疾病により病気休暇の承認を受けようとする教職員にあっては，復帰の前に病気休暇の承認を受けた期間の初日をいう。以下同じ。）が，平成１８年１２月１日から同月３１日までの間にあるときは「１年」と，平成１９年１月１日から同月３１日までの間にあるときは「２７０日」と，同年２月１日から同月２８日までの間にあるときは「１８０日」とし，改正後の規則第１０条第２項の規定は，同項に規定する疾病に係る病気休暇の承認を受ける期間の初日が平成１９年３月１日以降である教職員について適用する。

（教育委員会事務局総務部教職員人事課）